

令和8年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

岩手山麓地区他用地測量（その2）業務

現 場 説 明 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

1 一般事項

(1) 契約の保証について

契約の保証については、別紙1のとおりである。

(2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

2 作業条件について

本業務の作業条件については、別紙2のとおりとしている。

3 歩掛・単価の適用期について

積算に使用する歩掛及び単価については、以下のホームページで公表されている入札書受付開始時点の最新を適用する。

(1) 「標準歩掛」（用地測量）農林水産省ホームページ

ホーム>農村振興>設計・施工・入札等>土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領
https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/hosyo/yc_yoryo.html

(2) 「標準歩掛」（路線測量）及び「技術者基準日額」農林水産省ホームページ

ホーム>農村振興>設計・施工・入札等>土地改良工事積算基準等の改正
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html>

4 打合せについて

(1) 打合せは、東北農政局北上土地改良調査管理事務所で行うこととしている。

(2) 打合せに係る配置人員は下表のとおりとし、打合せの作業日数は0.5日/回、往復移動日数は計上していない。

職種 打合せ	測量主任技師 (人/回)	測量技師 (人/回)	測量技師補 (人/回)
業務に着手するとき	1.0	1.0	—
業務の中間1回	1.0	—	1.0
成果物とりまとめ	1.0	1.0	—

5 旅費交通費について

① 積算上の基地は、盛岡市としている。

② 現地で行う作業はライトバンを利用し、日帰りにより行うことを見込んでいるが、旅費交通費は標準歩掛に含まれるため計上していない。

③ 打合せは通勤によるものとし、往復移動に係る直接人件費及び交通費は計上していない。

6 特別仕様書補足事項

特別仕様書第 13 条－2 に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る費用として、設計業務技術員 0.5 人及び電子媒体（CD－R 等）1 枚の費用を直接経費に計上している。

作業に当たっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ（PDF 形式）を元に、PDF ファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出に当たっては、編集可能な状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

1. 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行盛岡代理店（岩手銀行本店内）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局北上土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 鈴木智宏」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計）佐藤淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 菊池英博」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(ウ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、銀行等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(エ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 菊池英博」と記載するように申し込むこと。

(ロ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(ハ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(ニ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(ホ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(ヘ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ロ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 菊池英博」と記載するように申し込むこと。

(ハ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(ニ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(ホ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。

(ヘ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、次に該当する場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業

会社が指定するものをいう。) 上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。)を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

2. 低入札価格調査基準の適用について

本業務は、低入札価格調査の対象業務となることから、低入札基準に該当した場合は書面による調査回答を求める。

・ 共通項目

作 業 項 目	作 業 条 件	数 量	備 考
(1) 作業計画		1 業務	標準歩掛
(2) 現地踏査	森林	1 業務	標準歩掛
(3) 公共用地管理者との打合せ		1 業務	標準歩掛
(4) 打合せ	打合せ0.5日／回	3 回	標準歩掛
(5) 業務報告書作成	電子納品 2 枚 (CD-R 等) 出力1部 (A-4版 1,000枚程度、8cm厚チューブファイル 1 冊)、図面ファイル	1 式	標準歩掛
(6) 成果物 (不開示情報黒塗り版)	電子媒体 1 枚 (CD-R等)	1 式	標準歩掛

・ 国営岩手山麓地区第二汲民主幹線用水路

作 業 項 目	作 業 条 件	数 量	備 考
(1) 地図の転写	森林	3.996ha	標準歩掛
(2) 転写連続図の作成		3.996ha	標準歩掛
(3) 地積測量図等の転写	森林	3.996ha	標準歩掛
(4) 土地の登記記録の調査	森林	3.996ha	標準歩掛
(5) 権利者の確認調査 (当初)	森林	3.996ha	標準歩掛
(6) 依頼書の作成		0.326km	標準歩掛
(7) 協議書の作成		0.326km	標準歩掛
(8) 境界の確認	森林	3.996ha	標準歩掛
(9) 土地境界確認書の作成	森林	3.898ha	標準歩掛
(10) 境界測量	森林	3.996ha	標準歩掛
(11) 用地境界仮杭の設置	森林	0.024ha	標準歩掛
(12) 境界点間測量	森林	3.996ha	標準歩掛
(13) 面積計算	森林	3.898ha	標準歩掛
(14) 用地実測図の作成	1 / 5 0 0	3.996ha	標準歩掛
(15) 用地平面図等の作成	1 / 5 0 0	3.996ha	標準歩掛
(16) 土地調書の作成	森林	0.024ha	標準歩掛
(17) 地積測量図 (案) 等の作成	森林	3.898ha	標準歩掛
(18) 路線測量 線形決定	丘陵地・森林 0.40	0.086km	標準歩掛

(19) 路線測量 中心線測量	丘陵地・森林 0.40 測点間隔 20m 1,000 台未満/12 時間	0.086km	標準歩掛
(20) 路線測量 仮BM設置測量	道路外・丘陵地・原野 0.60	0.086km	標準歩掛
(21) 路線測量 縦断測量	丘陵地・森林 0.40 1,000 台未満/12 時間	0.086km	標準歩掛
(22) 境界確認に伴う立会人の 日当	2,728 円／1 人 (税抜き)	8 人	一括計上

・国営岩手山麓地区北部主幹線用水路

作 業 項 目	作 業 条 件	数 量	備 考
(1) 地図の転写	森林	0.137ha	標準歩掛
(2) 転写連続図の作成		0.137ha	標準歩掛
(3) 地積測量図等の転写	森林	0.137ha	標準歩掛
(4) 土地の登記記録の調査	森林	0.137ha	標準歩掛
(5) 権利者の確認調査（当初）	森林	0.137ha	標準歩掛
(6) 依頼書の作成		0.253km	標準歩掛
(7) 協議書の作成		0.253km	標準歩掛
(8) 境界の確認	森林	0.109ha	標準歩掛
(9) 土地境界確認書の作成	森林	0.109ha	標準歩掛
(10) 境界測量	森林	0.109ha	標準歩掛
(11) 用地境界仮杭の設置	森林	0.014ha	標準歩掛
(12) 境界点間測量	森林	0.109ha	標準歩掛
(13) 面積計算	森林	0.109ha	標準歩掛
(14) 用地実測図の作成	1 / 5 0 0	0.137ha	標準歩掛
(15) 用地平面図等の作成	1 / 5 0 0	0.137ha	標準歩掛
(16) 土地調書の作成	森林	0.014ha	標準歩掛
(17) 地積測量図（案）等の作成	森林	0.109ha	標準歩掛
(18) 区分地上権設定範囲図作成		1 枚	標準歩掛
(19) 3 級水準測量 （レベル等による）	道路外・平地 耕地 0.10	1.000km	標準歩掛
(20) 水準点設置 （永久標識以外）		1 点	標準歩掛
(21) 路線測量 線形決定	平地・森林 0.30	0.071km	標準歩掛

(22) 路線測量 中心線測量	平地・森林 0.30 測点間隔 20m 1,000 台未満/12 時間	0.071km	標準歩掛
(23) 路線測量 仮BM設置測量	道路外・平地・耕地 0.10	0.071km	標準歩掛
(24) 路線測量 縦断測量	平地・森林 0.30 1,000 台未満/12 時間	0.071km	標準歩掛
(25) 境界確認に伴う立会人の 日当	2,728 円／1 人 (税抜き)	4 人	一括計上

・国営猿ヶ石地区谷内第2号支線用水路

作 業 項 目	作 業 条 件	数 量	備 考
(1) 区分地上権設定範囲図作成		1 枚	標準歩掛
(2) 3 級水準測量 (レベル等による)	道路外・丘陵地 原野 0.60	1.000km	標準歩掛
(3) 水準点設置 (永久標識以外)		1 点	標準歩掛
(4) 路線測量 中心線測量	丘陵地・森林 0.40 測点間隔 20m 1,000 台未満/12 時間	0.187km	標準歩掛
(5) 路線測量 仮 BM 設置測量	道路外・丘陵地 原野 0.60	0.187km	標準歩掛
(6) 路線測量 縦断測量	丘陵地・森林 0.40 1,000 台未満/12 時間	0.187km	標準歩掛